

令和7年7月31日

甲州市議会議長 廣瀬 明弘 殿  
甲州市議会元議長 岡部紀久雄 殿  
甲州市議会元議長 平塚 悟 殿  
甲州市議会元副議長 小林真理子 殿  
甲州市議会議員政治倫理審査会委員 各位殿

甲州市市政調査隊 代表 三村 啓予

### 甲州市議会議長への公開質問状について

私は高畑一幸議員の令和3年度および令和4年度の2年間の政務活動費報告書において、領収書等の提出内容に重大な疑義があるとして、令和5年12月27日日下部警察署に「虚偽有印公文書作成・同行使および詐欺罪」で告発しました。令和6年11月には甲府地方検察庁に書類送検されるに至り、その約1ヵ月後の令和6年12月、甲府地検担当検事松本泰輔氏による不起訴処分の通知を受け取りました。

令和5年から今日に至る足掛け3年間、都合4人の正副議長、即ち岡部紀久雄議長、平塚悟議長、小林真理子副議長そして現在の廣瀬明弘議長あてに、高畑一幸議員に関する本事案に対する議会としての適切な対応、調査、処分を何度か口頭及び書面で請求してきましたが、無視・黙殺あるいはあやふやな返答をされてきました。そして図らずも、今年令和7年4月に議会に政治倫理審査会が成立したにもかかわらず、その審査会がいまだ一度たりとも開催されていません。

一市民が刑事告発にいたるということは、該当議員である高畑一幸議員個人の議員としての資質に強く疑問を抱いたからです。しかし、今やそれ以上にこの間の本事案に対する、議長より甲州市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」)委員を委嘱された8名の議員の不作為には目を覆いたくなるものがあります。そもそも、8名の委員は議長からの委員委嘱の時点で委員就任を自由意思により断ることもできました。それもしなかったにもかかわらず、今日に至るほぼ4ヵ月もの長きにわたって「審査会」を一度たりとも開催せず、いたずらに時間を浪費させたことは議員として不作為の極みです。加えてその状態を看過し続けた廣瀬明弘議長は、議長の権限を正当かつ適正に行使する職責を怠った点で、議長不信任にも値すると思われまます。

従って、いくつかの項目を質問させていただきます。私たち市民(納税者)の負託に応える義務がある甲州市議会運営に対する質問ですので、真摯にご回答くださるようお願いいたします。尚、ご回答いただきました内容は「市政調査隊」フェイスブックにて市民の皆さんにお知らせをします。

### 記

- 1 公開質問状 別紙のとおり
- 2 回答締め切り 令和7年8月20日  
尚、回答は文書にてお願いします。
- 3 回答先 〒404-0022 塩山上萩原 2715-23 三村啓予

質問事項 公開質問状とします。

1. 岡部紀久雄元議長はその議長職にある間に、警察が議会事務局から捜査資料として高畑一幸議員等の政務活動費領収書等を複数年分押収されたという、議会として決して看過しえない事案が生じた時点で、なぜ全議員にそのことを知らせ事案の共有をしなかったのですか。お答えください。
2. 岡部紀久雄議長および平塚悟議長は、それぞれ自分が議長である間に、捜査当局に押収された高畑議長（当時）の政務活動費の領収書等が議会事務局に返還されているにも拘わらず、「虚偽有印公文書作成・同行使および詐欺罪」に当たる事実があるのか否かを、当該議員の高畑一幸議員の聞き取りをしたうえで、議長自らあるいは議会としての調査を行う議会運営をおこなわなかったのはなぜですか。お答えください。
3. 「政治倫理規定」を掲げる甲州市議会という公的機関において、議長ならびに議長より甲州市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」）委員を委嘱された8名の議員は、4月の議員全員協議会において議長がその設置を決定・表明した「審査会」を、ほぼ4ヵ月後の7月31日時点まで一度も開催しなかった理由・根拠は何ですか。お答えください。

以上